

平成 24 年 12 月 6 日

オリジナル設計株式会社 代表取締役社長
菅 伸彦

玉野市様より受託いたしました「玉野市水洗化促進情報管理システムカスタマイズ業務」（契約日：平成 23 年 12 月 5 日）の保守の過程におきまして、平成 24 年 11 月 29 日（木）に、玉野市様の個人情報を紛失する事故が発生いたしました。

このような不祥事を起こしてしまい、玉野市様はもとより玉野市民の皆様にご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

現時点で把握しております情報を以下に報告いたします。

1. 事故の経過

- ・平成 23 年 12 月 5 日（月）

本業務を契約しました。

- ・平成 24 年 3 月 30 日（金）

本業務の成果品を納品しました。

- ・同年 4 月 13 日（金）

玉野市様へ納入済みのシステムに個人情報データを入力するためには、弊社内でデータの加工が必要です。それ故、平成 24 年 3 月末時点のデータを格納するために、CD-R 媒体による個人情報データを貴市下水道課様より借用しました。

- ・同年 4 月 27 日（金）

借用したデータの加工作業を終えたため、同 CD-R を貴市下水道課様に返却しました。加工された個人情報は、納入済みのシステム内に納めるとともに保守管理及び分散バックアップのため、弊社サーバーに保管されました。

- ・同年 11 月 28 日（水）

午後 4 時より、貴市下水道課様と弊社の間で、平成 24 年度契約の下水道情報管理システムに関する打合せが行われました。その際、弊社情報技術部（東京都渋谷区）に所属する 1 名の社員（以下「同社員」）が、納入済システムの改良協議などのため、玉野市様の承諾を得ず、独自の考えで弊社サーバーからシステムと個人情報データを複製したノート PC（会社所有）を携行しました。協議終了後、同社員の帰宅が深夜となるため、同社員は、帰社せず直帰することを上司に連絡の上、帰宅しました。

- ・同年 11 月 29 日（木）

同社員は、ノート PC を黒色の PC 専用のバッグ（会社所有）に入れ、さらに緑色の布製トートバッグ（個人所有）に入れて携行し、地下鉄に乗車しました。その後、同社員の二つ目の乗換駅である九段下駅で東京メトロ半蔵門線渋谷方面行き電車に乗車しました。二つ目の乗換駅である表参道駅に到着した頃、同

社員は、東西線電車内の網棚に置いたノート PC が無いことに気づきました。同社員は、直ちに同駅駅員に紛失したことを告げ、早急な対応を依頼しました。直ちに、東京メトロ職員に東西線電車内の検索を実施して貰いましたが発見には至りませんでした。このような対応をした後、出社し上司に報告し指示を仰ぎました。同社員は、上司の指示に従い、東京メトロ、東葉高速鉄道、JR 東日本、都営地下鉄の遺失物管理部署に連絡し、ノート PC の拾得の有無の問い合わせを継続して行いました。

・同年 11月30日(金)～12月2日(日)

部署をあげて引き続き鉄道会社の遺失物管理部署への問い合わせを継続しながら、実際に遺失物センター等に出向き、発見に努めました。

引き続き、部署においてノート PC の検索を継続しました。

・同年 12月3日(月)

同社員が、代々木警察署初台二丁目交番に遺失物届を提出しました。

・同年 12月4日(火)

午前9時過ぎ、弊社から責任者らが玉野市様へ出向き、本件についての謝罪及び報告を行いました。

この報告後、午後3時過ぎ、東京証券取引所へ本件について報告を行い、午後4時50分に情報が開示されました。

同社員は、申請済みの遺失物届を被害届に切り替えることができないか、代々木警察署初台二丁目交番に申し入れました(現在、協議中)

2. 紛失した個人情報の内容

紛失したノート PC は、黒色の PC 専用のバッグ(会社所有)に入れ、さらに緑色の布製トートバッグ(個人所有)に入れてありました。

紛失した個人情報の内容は以下のとおりです。

住民基本台帳データ・・・64,802件

・個人名(漢字、カナ)・性別・続柄・生年月日・住所・異動年月日

・個人コード・世帯コード・住民区分(日本人、外国人)

水道使用者データ・・・56,389件

・使用者氏名(漢字、カナ)・使用者住所・開栓日

・状態区分(使用、休止、廃止)・お客様番号

玉野市様から提供いただいた個人情報は、業務遂行に必要な最小限の情報であります。

紛失したノート PC の起動には、当社の定めた規定に沿ったユーザー名及びパスワードの入力が必要です。いずれも、英大小文字、特殊文字、数字の組み合わせで設定されているため、社外の間人が、ユーザー名及びパスワードを推定して起動することは困難です。

なお、住民基本台帳ネットワークに影響をあたえることはありません。

3. 法令、条例、その他の定めに違反した事項

(1) 法令、条例違反

「玉野市個人情報保護条例」第13条（受託者等の責務）に違反いたしました。

(2) 契約違反

本業務の受託に伴う、「個人情報取扱特記事項」の「適正な管理」及び「複写等の禁止」事項に違反いたしました。

(3) 内部規約違反

弊社の定める「個人情報保護マニュアル」に規定した事項についても違反しました。

4. 事故の被害内容

現時点では、個人情報の第三者への流出や不正利用等の二次被害が発生した事実は確認されておりません。

5. 再発防止策

今回の事故は、受託に伴う、「個人情報取扱特記事項」の「適正な管理」及び「複写等の禁止」事項に違反しており、大変申し訳なく深くお詫びいたします

弊社では、日常的に個人情報保護を重要な経営課題と位置付けており、全社員に対して継続的に教育を実施してまいりましたが、今回このような事故が発生したことを嚴重に受け止め、個人情報保護に関して一層の指導を行うとともに、速やかに再発防止策を徹底してまいります。

12月4日（火）に、全従業員に対し社長名により、二度とこのような事故を起こさないため、個人情報紛失に対する厳守事項及び懲罰についての文書を発しました。

6. 個人情報紛失に対する厳守事項及び懲罰について

- ①個人情報（データ）の社外持ち出しは極力さけること。
- ②止むを得ず持ち出しする場合は、必ず部署長の許可を得ること。
- ③持ち出す際には、データやデータを格納する媒体（パソコン、USBメモリ、HDDなど）は暗号化及びパスワード設定を行うこと。
- ④持ち出す際には、データの所持者は身体から絶対に離さず運ぶこと。
- ⑤持ち出し者は、帰社後に部署長に報告すること。
- ⑥万が一、紛失・盗難等の事故が発生した場合は、速やかに部署長・担当役員及び個人情報保護管理者に事実を報告し指示を仰ぐこと。
- ⑦個人情報紛失＝重大な過失により業務に支障をきたしたときは、就業規則に従い処罰する。

（けん責、減給、出勤停止、降格、懲戒解雇）

本件に関するお問い合わせ

オリジナル設計株式会社 業務部

東京都渋谷区元代々木町30-13 TEL 03-6757-8800

以上